附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十月三日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

第二条　この規則の施行の際現に提出され又は交付されているこの規則による改正前のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面は、この規則による改正後のストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則に規定する様式による書面とみなす。